

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第83号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第55条」を「第55条第1項」に、「市長が」を「別に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物
- (2) 法第17条第1項又は条例第5章の規定により、消防用設備等（令第7条第3項第4号に掲げる非常警報器具、同条第4項第1号に掲げる避難器具並びに同項第2号に掲げる誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物（法第17条第3項、第17条の2の5第1項及び第17条の3第1項、令第29条の4及び第32条並びに条例第46条の規定により当該消防用設備等を設置することを要しないこととされる防火対象物を含む。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市火災予防規則の規定は、平成27年5月1日以後に使用を開始する防火対象物について適用し、同日前に使用を開始した防火対象物については、なお従前の例による。

（消防局予防部）